

いわゆる舒載陽本『封神演義』の刊行者について

上原 究 一

はじめに

国立公文書館内閣文庫所蔵の『新刻鍾伯敬先生批評封神演義』二十卷百回は、明代の章回小説『封神演義』の現存最古の刊本として知られるもので、他に同版本の伝存は知られていない。この版本は舒載陽本『封神演義』と称されることが多く、本稿でも便宜上その呼称を用いる。

この本には、まず小円を繋いだ紋様を外枠としてその中を左右三欄に分かつ白紙藍印の封面がある。狭い右欄に「批評全像武王伐紂外史」、広い中欄に大字で「封神演義」と記し、中欄とほぼ同じ幅の左欄には以下の五行分の刊行者識語を小字で記す（は改行を表し、句点は原文ママ）。

此書係傳説。苦無善本。語多俚穢。事半荒唐。評古愚今。名教之所必斥。茲集。乃 先生考定。批／評家藏秘冊。余不惜重賞。購求鏤行。以供海内奇／賞。真可羽翼記傳。為商周一代信史。非徒驚悅／琛珠而已。識者鑒之。

金閩書坊舒冲甫識

この他、封面右上には海中に浮かぶ仙山の図の周圍に星座と八卦を配した朱印が、同じく右下には「每部定價／銀貳兩」という無辺無界の朱戳がそれぞれ捺されている。

続いて末尾に「邗江李雲翔為霖甫撰」と署名する「封神演

義序」があり、文中に「余友舒冲甫。自楚中。重資構有鍾伯敬先生。批閱封神一冊。尚未竟其業。乃托余終其事。」（句点は原文ママ）という封面識語に対応する記述がある。

巻一首は第一行に「新刻鍾伯敬先生批評封神演義卷之一」とあるのみだが、巻二首第一、三行に「新刻鍾伯敬先生批評封神演義卷之二（低九格）鍾山逸叟許仲琳編輯（低九格）金閩載陽舒文淵梓行」とある。巻三以降の巻首はいずれも巻一に準じ、編者名も刊行者名も巻二首以外の箇所には見えない。また、刊年の記載はどこにもない。

この刊本の刊行者と刊年について、孫楷第『日本東京所見中国小説書目提要』（国立北平図書館、一九三二。以下『東京目』と略称）は次のような考察を示している。

明刊本。據封面識語則刻者為金閩書坊舒冲甫。第二卷第一葉又署「金閩載陽舒文淵梓行」。或為一人、或是一家、今難詳考。按萬曆庚申（四十七年）武林藏珠館刊本『唐傳演義』、封面署「舒載陽梓」、與此『封神演義』第二卷所題正同。則此亦萬曆末年所刊、或竟在昌啓時、亦未可知。

右の引用のうち「萬曆庚申（四十七年）」は「日本東京所見小説書目」と改題した一九五五年人民文学出版社版以降の版

では「泰昌庚申(四十七年)」に改められているが、いずれも誤りで、この庚申年(一六二〇)は、万曆帝が七月に崩じ、それを継いだ泰昌帝も在位僅か一ヶ月で九月に崩じたため、次の天啓帝によつて、七月までを万曆四十八年、八月以降を泰昌元年とするという例外措置が定められた年である。それはさておき、右の引用で触れている万曆庚申武林藏珠館刊本『唐伝演義』とは、同じく内閣文庫所蔵の『新刊徐文長先生評唐傳演義』八卷九十節のことであり、『東京目』はそちらの刊行者については次のように記す。

萬曆庚申(四十七年即泰昌元年)武林藏珠館刊本。封面中央大書「隋唐演義」、右上曰「徐文長先生評」、左下曰「書林舒載陽梓」。所題書名始易舊稱、與書中所題不同、與舊本亦不同。舒載陽爲蘇州書賈、殆書刻於杭州、後板歸舒氏也。(中略)板心魚尾上題「唐傳演義」、下題「藏珠館」。(中略)亦不著撰人。一卷但題「武林藏珠館繡梓」。前有萬曆庚申錢塘黃土京二馮/父長序、殊空洞無實際、今不錄。

ここでもやはり「萬曆庚申」を万曆四十七年に誤つており、こちらは後の版でも訂正されていない。また、旧本とは書名が異なる云々というのは、この刊本が癸巳(万曆二十一年、一五九三)序刊の金陵唐氏世德堂刊本『新刊出像補訂叅采史鑑唐書志傳通俗演義題評』八卷八十九節(靜嘉堂文庫、尊経閣文庫蔵)の翻刻本であることによる。

さて、孫氏が右の二つの著録に至つた過程を推察する

に、まずは舒載陽本『封神演義』巻二首の「金閨載陽舒文淵梓行」や、同封面識語の「金閨書坊舒冲甫識」という署名から、両者が同一人物かどうかは不明ながら、仮に別人であつてもともに蘇州で活動した刻書家である、というのを考察の前提としたようだ。その上で、藏珠館刊本『唐伝演義』について、封面には「書林舒載陽梓」とあるものの、杭州の藏珠館が巻一首に刊行者として名を記し、かつ版心下部に「藏珠館」と見える葉がある、ことを踏まえて、舒載陽が蘇州で活動しているからには杭州の藏珠館というのは舒載陽とは別人の営む書坊であり、藏珠館が杭州で作つた版木を舒載陽が入手して新たな封面を附した上で蘇州で印行したのが内閣文庫蔵本だ、と判断したのであろう。

この孫氏の考察のうち、藏珠館が作つた版木を舒載陽が入手して印行したのが内閣文庫蔵の藏珠館刊本『唐伝演義』だという点は、その後目立つた異論も出ておらず、概ね定説として受け入れられているようだ。一方、舒載陽と舒冲甫の関係については、両者は同一人物の可能性が高く、そうでないにしても同族の二人が共同で経営する書坊が舒載陽本『封神演義』を刊行したのであろうとする章培恒氏の説や、名を冲、字を文淵、号を載陽という一人の人物だとする李亦輝氏の説、更には両者を別人と考へて、一般に舒載陽本『封神演義』と呼ばれている内閣文庫蔵本は、実は舒載陽が刊行した先行版本を舒冲甫が翻刻したもののなのではないかとする大塚秀高氏の説などが孫氏以後

に出されている。だが、これらの諸説はいずれも孫氏が拠るのと同じ資料の範囲内で推測を重ねているに過ぎないので、同一人物か否かは現状では詳らかにしたいという孫氏の慎重な判断を超えるものとはなり得てはいなかつた。

ところが、筆者はこのほど舒冲甫と舒載陽についてそれぞれ些かの新たな知見を得た。そこで本論では、それを踏まえた上で舒載陽と舒冲甫の関係を再考してみたい。

一、舒冲甫について

1、「金陵書坊舒文河冲甫父」

舒冲甫についての新知見は、舒文河(字冲甫)なる人物の刊本を二つ確認したことである。ともに多紀氏躋寿館旧蔵で現在は内閣文庫蔵の『黄帝内經素問註證發微』九卷補遺一卷(欠卷二・三・補遺)と『黄帝内經靈樞註證發微』九卷補遺一卷で、どちらも每巻首第二行に行頭から「明太醫院正文會稽岸生玄臺子馬蒔仲化註證」とあり(前者巻六のみ「明」を「大明」とする)、同第三行には巻ごとに異なる校訂者の名を記すのだが、それが刊行者名になつてゐる巻が各々一つだけあり、前者は巻九首に「秣陵書坊舒文河冲甫氏督較梓」、後者は巻八首に「金陵書坊舒文河冲甫父督梓」と記されているのだ。

明末清初刊本に見えるこうした署名においては、「父」や「甫」はすぐ上の呼称が字であることを示す標識として用いられるのが通例で、「氏」にも同様の用法がある。よつ

て、この刊行者は姓が舒、名が文河、字が冲甫であると読み取れる。「秣陵」と「金陵」はどちらも南京の異称で、いずれも主人の姓ではなく「書坊」の直前に置かれてゐるから、主人の籍貫や居住地ではなく、書坊の所在地を表してゐると見るべきだろう。つまり、この舒文河(字冲甫)は南京の書坊の主人ということになる。當んだ書坊の所在地が南京と蘇州という違いがある以上、これを舒載陽本「封神演義」の封面に見える「金圃書坊舒冲甫」と同一人物と見て良いのかどうかは検討を要するところだが、そのためにも、まずこの舒文河刊本『黄帝内經素問註證發微』と同『黄帝内經靈樞註證發微』について詳しく確認しておこう。

2、舒文河(冲甫)刊本『黄帝内經素問註證發微』と同

『黄帝内經靈樞註證發微』

両書は二つ併せて『黄帝内經』を構成する『素問』と『靈樞』の馬蒔(字仲化、号玄台子)による注解書として編まれた一続きのものだが、舒文河刊本はいずれも天啓年間以降の翻刻本で(根拠は後述)、どちらにも原刊本に拠つたと思しき慶長年間の梅寿古活字印本(ともに国立国会図書館蔵)『素問』は二本あり)がある。『素問』のそれは巻九末に「慶長十三(戊申)年(一六〇八)十二月日梅壽刊」の棟刊記を持ち、万曆十四年の序が二つあつて、そのうち王元敬序は「余惜其不能及之且遠也、迺命工鋟梓、以廣其傳、并為之序、以弁其首云」という、王元敬が刊行の出資者であつた

と読み取れる記載で結ぶ。また、底本から忠実に覆刻したと思われる上下二層の封面の下層中央に「萬曆丙戌(十四年、一五八六)仲春寶命堂記」とあり、上層の識語は「靈樞」自古無註、今已註。就通等先梓「素問」、四方君子慎認寶命堂原板為記。門人石 通謹識」と結ぶ。「靈樞」の方は、卷九末に「慶長十四己酉年(一六〇九)六月朔梅壽刊」の裸刊記を持ち、序には年次が見えないが、やはり底本に忠実と思われる上下二層の封面の下層中央に「萬曆戊子(十六年、一五八八)孟春寶命堂梓」とあり、上層の識語は「昔兵部古林王公命工、先梓「素問」、今禮部康州羅公命梓「靈樞」、以全「內經」一書、四方君子認寶命堂原板為記。

柳宗模識」と結ぶ。従つて、前者の原刊本は序の年次と同じ万曆十四年の宝命堂刊本、後者の原刊本は万曆十六年の宝命堂刊本であつたと推定される。両書とも原刊本とされる上海図書館蔵本が「続修四庫全書」にも「四庫全書存目叢書」にも影印されているが、ともに封面を欠き、宝命堂の名が確かめられない憾みがある。

内閣文庫蔵の舒文河刊本は「素問」も「靈樞」も封面を欠くが、版式はどちらも四周单边、有界、白口、單黒魚尾、半葉十行二十二字で、版心も「素問(または靈樞)(隔三格)(魚尾)卷之幾(隔約五格)丁付(隔二、三格)天寶堂」という形で揃っている。そればかりか本文の字様まで全く同じなので、一揃いのものとして同時期に翻刻されたと見てまず間違いない。どちらにおいても殆どの葉の版心下部に見える

「天寶堂」というのは、舒文河の書坊名かもしれないが、舒文河の署名で記す役割がそれぞれ「督校梓」「督刊」とある点には注意を要する。何故なら、「督梓」や「督刊」というのは書坊が官刻本や家刻本の出資者から依頼を受けて版木製作業務を請け負った際に良く使われる表現なので、この場合も舒文河に版木製作を依頼した出資者がいて、その人物の堂号が天寶堂であつた、という可能性も考えられるからだ。他に天寶堂の名が見える刊本は見つけておらず、現状ではこれはどちらとも言えない。

舒文河刊本は「素問」も「靈樞」も序文は署名や年次まで含めて梅寿古活字印本や上海図書館蔵本と基本的に同文で、底本の序をそのまま踏襲したと考えられる。他の箇所にも明確な刊年の手掛かりとなるような記載は無いが、各巻首第三行の校訂者の署名で、梅寿古活字印本も上海図書館蔵本も全て「校」という表記だつた箇所が、舒文河刊本では大半が「較」という表記になっている。これは天啓帝朱由校への避諱として明末に行われるようになった措置なので、舒文河刊本が天啓以降の刊であることは間違いない。

また、梅寿古活字印本や上海図書館蔵本は、每巻首第二行が「大明太醫院正文會稽庠生玄臺子馬時仲化註證」である。つまり、舒文河刊本は「素問」巻六以外の全巻で底本の「大明」を「明」に変えているのだ。これは清代に入つてからの措置である可能性を窺わせ、「校」を「較」に作る事例は清刊本にも時折見られるので(天啓帝への避諱であるとい

う意識が次第に薄れ、表記の一種として定着したのである。舒文河刊本の刊行は清初に下るかもしれない。或いは、舒文河刊本はやはり天啓帝の諱を避けた天啓崇禎間刊本であつて、刊行当初は全巻の第二行行頭に「大明」とあつたのだが、清代に入つて版木から「大」が刪去され、その際に『素問』巻六のみ削り漏らした、という可能性もある。どちらもあり得て決め手に欠けるので、舒文河刊本は明末清初刊本だとしておくのが無難であらう。

なお、各巻首第三行に記す校訂者の身分や名前自体は、舒文河刊本が刊行者名を記している『素問』巻九と『靈樞』巻八以外の巻においては、梅寿古活字印本・上海図書館蔵本・舒文河刊本で基本的に違いは無い。問題の『素問』巻九は、梅寿古活字印本では「(低八格)姪庠生馬行遠／文斗・孫庠生馬存順世傳」と他の巻と同じ形式の記載が見られるが、上海図書館蔵本では「世傳」だけははつきり読めるものの、それより上の文字は潰れていて殆ど読めない。『靈樞』巻八の方は、該当行が梅寿古活字印本でも上海図書館蔵本でも何故か全く字が無い空行になつてゐる。してみれば、舒文河は『靈樞』ではたまたま底本で空いていた行にこれ幸いと刊行者として自分の名前を入れたのであらうし、『素問』はおそらく上海図書館蔵本と同じように巻九首第三行が潰れて読めなくなつていた後印の原刊本を底本としており、その箇所を利用して自分の名前を入れたのであらう。

以上、はつきりしない点もあるが、舒文河刊本『黄帝内

經素問註證發微』と同『黄帝内經靈樞註證發微』は、いずれも万曆十年代中頃の原刊本を天啓以降の明末清初に翻刻したもので、各巻首の記載は原則的に底本通りにしていたが、底本の空行や底本の版木の損傷で読めなくなつていた行を利用して、翻刻本の刊行者であつた南京の書坊の主人舒文河(字冲甫)の署名が各々に一箇所ずつだけ入つていて、というところまではまず確実に言つて良からう。

3、金陵書坊舒文河冲甫父と「金閩書坊舒冲甫」

では、この明末清初刊本の刊行者である南京の書坊の主人舒文河(字冲甫)と、舒載陽本『封神演義』の封面に刊行者として識語を書いている「金閩書坊舒冲甫」とは、果たして同一人物であると看做しても良いのであらうか。

まず、李亦輝注3論文は舒載陽本『封神演義』の刊行者の舒冲甫を舒載陽と同一人物だと看做した上で、姓は舒、名は冲、号が載陽だと解釈していた。これが確かなら舒文河(字冲甫)とは別人ということになるが、名が冲だというのはまずあり得まい。何故なら、舒載陽本『封神演義』の刊行者は、李雲翔序中の封面識語と対応する内容の一段で「余友舒冲甫」と書かれているからだ。仮にも「余が友」という対等な関係にあると記した以上、そのすぐ下にその人物の名を書いてしまう可能性は低く、字か号で書くのが一般的な振る舞いであらう。それに、注5で述べた通り、「甫」が名の直下に置かれている用例は、少なくとも明末清

初刊本においては全く見た覚えがない。

となると、残る問題はこの時期に同一人物が南京でも蘇州でも書坊を営んでいたというのがあり得るのかどうかである。それについては、周文燿(字汝映、号如泉)という人物が、万曆後半から崇禎初年にかけて南京において主に万善樓名義で多くの刻書を行っている一方で、天啓末ないし崇禎初に蘇州でも刻書を行っており、更に順治年間にも蘇州において大業堂名義で刻書をしていた可能性がある(注5 拙稿②参照)、という実例がある。してみれば、舒文河(字冲甫)が同じように南京でも蘇州でも刻書を行っていたとしても全くおかしくはないだろう。従って、「金陵書坊舒文河冲甫父」と「金閶書坊舒冲甫」は同一人物であると見て何ら差し支えはあるまい。

二、舒載陽について

1、舒載陽と集賢堂

舒載陽についても新たな知見がある。それは、前述の武林藏珠館刊本『唐伝演義』から、孫楷第氏以来の諸先行研究では看過されて来た情報が一つ得られたというものだ。

藏珠館刊本『唐伝演義』も内閣文庫蔵本以外には同版本の伝存は知られていない。その内閣文庫蔵本には四周単辺の枠内を左右三欄に分けた白紙墨印の封面があり、右欄に上寄せで「徐文長先生批評」、中欄に大きく「隋唐演義」、左欄に下寄せで「書林舒載陽粹」と刻している。ここまでは

『東京目』に著録があつたが、この封面には、他に左上に魁星図朱印、右下に陰刻正方朱印が捺されているのだ。この右下の朱印は、印面が傷んだ古い印で捺されたやうで、かなり判読しづらい。おそらく孫氏は限られた閲覧時間では判読出来なかつたために著録しなかつたのだろう。

この朱印の判読に取り組んだところ、「集賢／堂」であろうという結論に達した¹⁰。「書林舒載陽粹」と記す封面の右下に捺してある印が「集賢／堂」となると、集賢堂とは印行者である舒載陽本人の書坊の名か、さもなければこの本を発兌した小売の書坊の名である可能性が高い¹¹。

「集賢」を冠した名の明代の書坊というと、弘治年間の建陽羅氏集賢書堂¹²、万曆天啓間の金陵唐氏集賢堂¹³、そして万曆年間の太末舒氏集賢堂が知られている。このうち太末舒氏集賢堂が舒載陽と同姓で時期も近いから、舒載陽自身がその後継者であつたか、或いは舒載陽の印行した本を同族の営む太末舒氏集賢堂が発兌していたか、そのどちらかである可能性があるのではないだろうか。

2、太末舒氏集賢堂とその主人

では、その太末舒氏集賢堂について確認してみたい。万曆十九年(一五九二)序刊本『新選古今類賦』十八卷(内閣文庫、蓬左文庫等蔵)の蓬左文庫蔵本に封面が残り、その下層中欄に低二格で「舒石泉梓行」とあつて、低二格の部分には陽刻長方「太末舒氏／集賢堂印」朱印を捺している。また、

「萬曆辛卯(十九年)仲冬穀旦」の吳之鵬序の末尾にも「太末舒氏石泉／粹於集賢書舎」という蓮牌木記がある。してみれば、「集賢堂」と「集賢書舎」は同じで、その主人が太末(浙江衢州府の別称。衢州一帯に漢代に置かれた県名に由来する)の人である舒石泉であった、と考えて良からう。この舒石泉以外の個人名を刊行者として記す舒氏集賢堂刊本は現時点では管見に及んでいない。なお、蓮牌木記の「太末は明らかに舒氏石泉」に掛かるので、あくまで舒石泉の籍貫ないし居住地であつて、集賢堂の所在地だとは限らない。この舒石泉集賢堂刊本は万曆九年(一五八一)序刊の同名刊本(内閣文庫、東京大学東洋文化研究所等蔵)を底本とした万曆十九年の翻刻本なのだが、舒石泉集賢堂万曆十九年序刊本も万曆九年序刊本も、どちらも巻首に編著者・校訂者・刊行者等の署名を置く巻は一切無い。

舒石泉には集賢堂の名を記さない刊本もある。万曆七年(一五七九)序刊本『新刊譜史』六卷(中国国家図書館蔵)はその一つで、本文全葉の版心下部に「石泉堂梓」とあつて、各巻首第二、三行に「企陶山人 徐士範 輯 / 三衢石泉舒其才 梓」と記す(但し、二巻目だけは第三行から本文に入り、刊行者の署名が無い)。三衢は衢州府常山県にある山の名で、衢州の別称の一つでもあるから、この石泉舒其才は先に見た太末舒氏石泉と同一人物と見て良からう。この刊本により、石泉は号か字で名は其才であることと、石泉舒其才が自分の号ないし字を冠した石泉堂という

書坊名も用いていたことが分かる。

3、太末舒氏の書坊の活動地域

石泉舒其才がどこで刻書を行っていたのかは確証を見出せていないが、太末舒氏の刻書家には、万曆年間に南京で刻書を行っていたと考えられる人物が二人確認出来た。

まず、『風教雲箋』正集四巻統集四巻別集四巻(東京大学東洋文化研究所蔵)は、各巻首第二、三行に低五格で「豫章宿海黄河清兆聖甫批選 / 三衢歷山舒用中舜卿甫梓行」(「甫」を「父」に作る巻も)とある。末尾に「萬曆乙酉(十三年、一五八五)冬月謝山樓子書 / □繼志益中」と署名する王世貞「引風教雲箋首」に「遂屬舜卿氏梓之」と見えるので、衢州の人である舒用中(字舜卿、号歷山)による刊本が原刊本だと思われる。正集大尾に「歷山舒氏梓 / 於天香書屋」という長方木記があり、舒用中が天香書屋という書坊名を使っていたことが分かる。ところが、統集大尾には「□曆丁亥歲(万曆十五年、一五八七)重陽月 / 書林由義齋鏤梓行」なる長方木記がある。となると、舒用中が天香書屋と由義齋という二つの書坊名を使っていたか、或いは別人が営む由義齋という書坊が舒用中天香書屋刊本を万曆十五年に重刊したのがこの刊本であるかのいずれかであろう。そして、各集に同版のものが附される封面には、右欄に「南京板評林」、左欄に「由義齋梓行」とある。もし舒用中の原刊本を別人の由義齋が重刊したのであれば、「南京板」というのが

舒用中天香書屋の原刊本を指し、それを由義齋が別の地で重刊したのだと理解出来る。また、もし舒用中が天香書屋と由義齋という二つの書坊名を使っていたなら、この刊本自体が舒用中の原刊本であつて、「南京板」はこれ自体が南京での刊本だと謳っていることになるだろう。どちらが正解かは分からないが、いずれにしても舒用中の原刊本は南京で出版されたものだということになるから、舒用中が南京で刻書活動を行つていたことは認められよう。

もう一人の例に進もう。万曆三十四年(一六〇六)の序を持つ『堯山堂外紀』百巻の中国国家図書館請求記号〇四三二四に残る封面(右欄に「常郡新刻堯山堂外紀」と記す)は、左欄の刊行者識語の末に「三衢舒一泉謹識」とある。一方、万曆四十三年(一六一五)の序を持つ『新刊地理紫囊書』六巻(プリンストン大学東亜図書館蔵)の巻一首第五行には「金陵一泉舒世臣刊行」とある。前章で見た舒冲甫の場合と同じく、「三衢舒一泉」と「金陵一泉舒世臣」は同一人物だと考へて良からう。そうであれば、この舒世臣(号または字一泉は、舒用中と同じく南京で刻書活動を行つていた太末舒氏の一員だと看做せる。なお、『新刊地理紫囊書』は巻首第五行に記す刊行者名が巻ごとに異なり、巻二・四・五・六では「太末少岡龔堯惠刊行」、巻三では「錢塘孟雅徐象樞刊行」である。三人による共同刊本だったのか、或いはまづ三人のうち一人か二人による原刊本があり、後に残る二人または一人がそれを許可を得た上で重刊して、その際に

一部の巻首に原刊本の刊行者名を残したのがこの刊本なのか¹⁵は現状では判然としないし、刊行地がどこであつたのかも定かではないが、三者のうち舒世臣と龔堯惠は同郷の縁で提携を持ったのであろう。

この他、活動地域は確定出来ないが、太末舒氏の刻書家には舒承溪という人物がいる。例えば万曆二十二年(一五九四)の序を持つ『鏤南狀元編次皇明人物要考』六巻(北京大學図書館蔵)の巻一首第四行に「三衢舒承溪重梓」と見える。同じ行の上方には編目を記すので、これは覆刻の際(または既存の版木を入手して後修した際)に新たに加えた署名と思しい。他には刊行者の名を記す箇所は無い。

この舒承溪と同じく名(号か字の可能性もある)の二文字目が「溪」である舒姓の刻書家として、舒濂溪と舒瀛溪という人物がいる。舒濂溪の刊本は、例えば崇禎二年(一六二九)の陳仁錫序を持つ『五經旁訓』十九巻(愛知大学豊橋図書館蔵)がある。白紙藍印の全体の封面があり、左右三欄の右に「景陵鍾伯敬先生訂」、左に「種秀堂藏板(隔三格)吳門舒濂溪梓」と記す。吳門は蘇州の別称である。五經それぞれにも墨印で左右三欄の封面があり、右に「景陵鍾伯敬訂」、左に「種秀堂藏板 吳門舒濂溪梓」とある。封面以外には刊行者名を記す箇所は無い。舒瀛溪の刊本には(明末)刊本「文公家禮儀節」八巻(宮城県図書館蔵)がある。白紙墨印の封面があり、左右三欄の右に「楊升菴先生手定」、左に「種秀堂藏板 金閩舒瀛溪梓行」とする。封面以外には

刊行者名は見えず、具体的な刊年の手掛かりも無い。この舒濂溪と舒灝溪の二人は太末舒氏であるという確証が得られないのだが、舒承溪と同族同世代である可能性が十分にあるう。もしそうであれば、太末舒氏は崇禎年間に蘇州で種秀堂という書坊を営んでいたことになる。

以上、太末舒氏は万曆前期から南京で刻書を行つており、崇禎年間には蘇州でも刻書を行つていた可能性があることを確認した。してみれば、舒載陽自らが集賢堂主人であったのか、それとも同族の別人が営む集賢堂が舒載陽印本を発兌したのかまでは特定出来ないが、蔵珠館刊本『唐伝演義』の封面に見える集賢堂というのはやはり太末舒氏の営む書坊であり、舒載陽は太末舒氏のうち蘇州に書坊を構えた一派の一員だと考えて、良いのではないだろうか。なお、南京でも蘇州でも刻書を行つた実績がある前述の周文燿は、同腹の長兄である周文煒及びその子や孫たちが南京で使つた大業堂という書坊名を同時期に蘇州で使つていたようなので(注5拙稿②参照)、太末舒氏の集賢堂が石泉舒其才の活動時期にどこにあつたとしても、舒載陽の活動時期にもそれと同じ場所にあつたと考える必要は無いだろう。

三、舒載陽本『封神演義』刊行者再考

以上の新たな知見を踏まえ、舒載陽本『封神演義』の封面に見える「金闕書坊舒冲甫」と、同巻二首に見える「金闕載

陽舒文淵」との関係について改めて考察してみよう。

舒冲甫の冲甫は字で名は文河、蘇州と南京で書坊を営み、こと南京では天啓年間以降に刻書を行つていと確認出来た。片や舒載陽は、載陽は号か字で名は文淵、太末舒氏の一員で蘇州に書坊を構え、万曆末年以降の時期に太末舒氏集賢堂主人であつたか、さもなければ自分の所有する版本による印本を同族の営む集賢堂に発兌させていたと考えられる。いずれも万曆末期以降の明末に蘇州で活動して、二字名の第一字が「文」であり、第二字もさんずいの文字で揃つている。そして、同じ号なり字なりを使つているというような、同一人物の変名であることを窺わせる要素は何一つとして無い。こうなると、両者は同世代の同族、それも兄弟か遠くてもせいぜい従兄弟ぐらいの、ごく近しい続柄であつたと考えるのが最も適切であろう。

続いては、その前提の下で、舒載陽本『封神演義』は章培恒注2論文のように両者の共同刊行と見るべきなのか、それとも大塚注4論文が想定したように舒載陽刊本を舒冲甫が翻刻したものとするべきなのか、或いはそれ以外の可能性(舒載陽の作つた版本を舒冲甫が入手して印行したなど)を想定すべきか、という点について考えてみたい。

そもそも、同族の複数人が一つの刊本を共同で刊行している事例は明末には非常に多く認められ、何ら珍しくないことであつた。それらの中には、同じ巻の巻首に共同刊行者の二人が並べて署名する刊本もあれば¹⁶、巻ごとに異なる

る人物が刊行者として巻首に名を記す刊本もある。そして、共同刊行者のうち一方は巻首のみ、もう一方は封面のみに署名するという、舒載陽本『封神演義』とよく似た事例も見出せる。一例を挙げれば、大尾に「崇禎甲戌歲（七年、一六三四）春月新刻／萬病回春萃慶堂刊行」との長方木記を持つ『五刻増補萬病回春』八卷（東北大学附属図書館蔵は、封面中欄に「崇禎甲戌歲春月書林萃慶堂余繼泉刊」と父の姓名を記す一方、各巻首第七行には「閩萃慶堂余昌宗校梓」と息子の姓名を記している（詳細は注5拙稿③参照）。これは父子による事例で、封面が父、巻首が子であるから、巻首に名を記す子が作った版木を封面に名を記す父が後から手に入れて自分の封面を附したとか、子による先行版本を父が重刊したとかいった可能性は甚だ考えにくい。大尾の長方木記と封面の年次が同じでもあるから、父子による共同刊本だと見るよりなからう。このような例があつてみれば、舒載陽本『封神演義』において舒冲甫は封面と序、載陽舒文淵は巻二首という形で両者の名が刊行者として見える位置が分かれているという点は、両者の共同刊行だと認める上で何ら障害とはなるまい。

また、諸先行研究では、舒載陽本『封神演義』が編者と刊行者の名を巻首に記すのが全巻でもなければ巻一だけでもなく、中途半端な巻二だけであるという点が特に訝しがられ、底本となつた先行刊本なり鈔本なりと絡んだ何らかの事情があつたことなのではないかとして、様々な推測が

なされて来た。しかし、舒文河刊本『黄帝内經素問註證發微』は補遺を除いた最後の巻である巻九首だけ、同『黄帝内經靈樞註證發微』に至つては途中の巻である巻八首だけにしか刊行者名を記していないことや、逆に舒石泉集賢堂刊本『新刊譜史』には刊行者名を記さない巻が途中に一つだけあること、はたまた舒一泉刊本『堯山堂外紀』や舒濂溪刊本『五經秀訓』や舒瀛溪刊本『文公家禮儀節』が封面にしか刊行者名を記していないことなどを踏まえると、太末舒氏の刻書家たちの多くは、全ての巻首に編者や刊行者の名を記すべきだとか、一箇所だけにすればそれは巻一首であるべきだとかいった規範意識を全く持つていなかったように感じられる。してみれば、巻首に編者と刊行者の署名があるのが巻二だけであるというのは、そこまで訝しがる必要がある現象ではないのではあるまいか。

以上のように整理してみると、舒載陽本『封神演義』が舒文河（冲甫）と載陽舒文淵との共同刊行であつたと考えるに当たつて決定的に不都合な点は見当たらない。同族の複数人による共同刊行が同時期に普遍的に行われていたことを踏まえれば、舒載陽本『封神演義』は、同族同世代の舒文河（冲甫）と載陽舒文淵の共同刊行であつたと考えるのが最も素直な見方であろう。それを本稿の結論としたい。

なお、念のため断つておくと、本稿の目的はあくまで舒載陽と舒冲甫の関係を整理した上で舒載陽本『封神演義』という刊本それ自体の刊行者を明らかにすることであり、

『封神演義』という作品自体の成立事情や原刊本を考察することではなかつた。舒載陽本『封神演義』に先行する刊本があつたという大塚注4論文のような仮説は、その先行刊本の刊行者を舒載陽ではなく全くの別人だという形に微修正するだけで、本稿の結論とも矛盾なく両立し得るであろう。しかし、そういった仮説の是非は本稿の目的とはまた別の問題となるので、今回は踏み込まないでおく。

四、今後の検討課題

本稿の所期の目的は前章までで果たしたが、今後の検討課題として注意を喚起しておきたい点が残つた。

まず、舒載陽本『封神演義』が鍾惺(字伯敬)の批評を銘打つのは仮託だというのが先行研究に共通の見解であつた。

第百回末の又批が「余因伯敬先生。所家藏繕本。又詳爲考訂。其信與否者。咸聽之耳。」(句点原文ママ)と結ぶことから、実際に批評を施したのは鍾伯敬先生が途中まで批閱した本を舒冲甫が大金を投じて購入し、その完成を舒冲甫から依頼された」との旨を序文で述べている李雲翔であろうという根拠が示されているので、その点自体に異論はない。しかし、舒冲甫が購入した鍾惺旧蔵本を底本としたという点まで無批判に宣伝用の虚言として片付けようとするのであれば、それには些か待ったを掛けておきたい。

何故なら、各巻首第二行に「竟陵鍾 惺伯敬父選評」(選評を「手評」や「評點」とする巻もある)とあり、収録各作品

の末に原則として「鍾惺曰」で始まる数行の批評(稀に茅坤など別人の批評になつていゝ)を備え、本文全葉の版心下部に「集賢堂」とある『宋文歸』二十卷(内閣文庫、山東省圖書館蔵)という刊本があるからだ。版心の記載から集賢堂刊本に相違あるまいが、他に刊行者名を記す箇所が無いため、大末舒氏集賢堂なのか、それとも同時期に活動していた金陵唐氏集賢堂か、はたまたどちらでもない別の集賢堂なのかは分からない。だが、一般的に『宋文歸』は実際に鍾惺が選評したものと看做されているので、もしこれが舒氏集賢堂であつたとしたら、舒氏集賢堂は鍾惺の真作を刊行した実績があることになる。その場合、舒氏集賢堂の同族である舒文河(冲甫)が、鍾惺の没後にその旧蔵書を購入する機会を得たとしても不思議はないだろう。但し、当時の読者もそう考えてくれるだろうと舒文河(冲甫)が期待した上で話をでつちあげたという可能性も当然あり得るから、仮に『宋文歸』の刊行者が舒氏集賢堂であつたとしても、直ちに舒載陽本『封神演義』の底本が本当に鍾惺の旧蔵書であつたということには勿論ならない。だが、前述の崇禎二年序刊の呉門舒濂溪刊本『五經旁訓』も鍾伯敬批評を標榜していたし、白紙藍印の封面左欄の刊行者識語の末尾に「六經閣主人識 吳門舒濂溪梓」とある『新鐫四書七十二朝人物經籍備考』二十四巻首一卷(広島市立中央図書館浅野文庫、蓬左文庫蔵)も、封面右上に捺す朱戳の第一行を「景陵鍾伯敬增訂」とし、末尾に「景陵鍾惺伯敬題」と署名する「増補四

書人物備攷序」を持ち、巻一首第二行に「武進薛應旂原輯景陵鍾 惺合訂」とあるという鍾惺の増訂を大きく謳ったものであるなど、蘇州で活動していた舒氏の書坊には鍾惺の関与を謳う刊本が少なくない。となれば、舒載陽本『封神演義』の封面識語や李雲翔序が述べている刊行の経緯の信憑性を判断する上では、今後はそうした他の舒氏刊本における鍾惺の関与の真偽にも注意を払うようにした方が良いだろう。

なお、鍾惺の生前に大つばらに仮託を行うとは考えにくいということ、舒載陽本『封神演義』の他にも幾つかある鍾伯敬先生批評を謳う小説刊本の刊行は、いずれも鍾惺の没後のことだろうと推測されている。鍾惺の没年月は天啓四年六月説と天啓五年六月説があるが、これは大塚注⁴論文も唱える後者を是とすべきだろう。天啓五年という、万曆三十年代中頃から多くの小説・戯曲刊本で批評を仮託されてきた李卓吾の著作に対する二度目の禁令が九月に発せられ、以後数年間にわたって李卓吾の関与を謳った刊本が刊行された形跡がなくなる年である¹⁸。それまで小説・戯曲の批評を仮託する定番であった李卓吾の名前が使えなくなつた時期が、ちょうど詩文の批評者として高名であつた鍾惺が没した直後であつたことが、鍾伯敬批評を銘打つ小説刊本の登場を促したという面があるのではないか。

最後にもう一つ、『東京目』以来の定説であつた、内閣文庫蔵の蔵珠館刊本『唐伝演義』は杭州の蔵珠館が作つた版本

を舒載陽が入手して蘇州で印行したものであるという点も、本稿の考察によつて当然の前提とはしがたくなつたのではあるまいか。舒文河(冲甫)が蘇州の他に南京でも活動していたとしてもおかしくないからだ。仮に別人が営む杭州の蔵珠館が作つた版本を継承したという点は認めるとしても、印行地は蘇州ではなく南京であつたかもしれないし、舒文淵が杭州にも進出していたという可能性もあり得よう。それどころか、杭州の蔵珠館も太末舒氏が営む書坊であつたとか、果ては載陽舒文淵自身の書坊であつたとかいう可能性とて皆無とは言えない。今は解決の糸口を持つていないが、今後の課題として記しておく次第である。

1 『東京目』の著録の仕方だと本文全葉の版心に「蔵珠館」とあるかのように見えるが、実際にはそれがあるのは、巻一・二・五の各第一葉の計三箇所だけである。

2 章培恒『封神演義』的性質・時代和作者(同氏『猷疑集』所収、岳麓書社、一九九三)。

3 李亦輝『從詞話本到刊本——論『封神演義』的成書・版本及編者問題』(蘇州大学学报(哲学社会科学版)二〇一二年第五期)。

4 大塚秀高「六統研究前後——『封神演義』と『前漢書平話』をめぐる」、『中国古典小説研究』第八号、二〇〇三。

①「金陵唐氏世德堂主人考——二人の「唐光祿」——」(『中国——社会と文化』第二十七号、二〇一二)。改訂の上で筆者博士論文「百回本『西遊記』の成立と展開——書坊間の関係を視野に——」(東京大学大学院人文社会学系研究科、二〇一六。近日中にウェブ公開予定)第三章として収録。②「金陵書坊周曰校方卷楼仁寿堂と周氏大業堂の関係について」(『斯道文庫論集』第四十八輯、二〇一四。改訂の上で前掲博論第五章として収録)。③「翠慶堂の歴代主人について——建陽余氏刻書活動研究(1)——」附「書林余氏重修宗譜」(『書坊文興公派下世系第37世までの翻刻と校訂』(『中国古典小説研究』第十九号、二〇一六)。④「明末の商業出版における異姓書坊間の広域的連携の存在について」(『東方学』第百三十一輯、二〇一六。改訂の上で前掲博論第七章として収録)等の諸拙稿に明末清初刊本における刊行者・編著者・校訂者らの署名の実例を多数挙げたが、「父」「甫」は常に字と認められる呼称の直下に附されており、字が「×甫」である人物でも「×甫父」や「×甫甫」という形で記される(字が「×父」の人物の場合も同様)。「甫」「父」が名の直下に附される例は管見の限り皆無なので、これらが字の標識として機能していたことはまず間違いない。なお、他の箇所でも字として使われている呼称の直下に「甫」「父」を附している例はあるが、前掲拙稿②注84や前掲拙稿③注35で指摘したように明末清初には同じ呼称が字としても号としても記録されている人物が散見されるので、その場合もそこではその呼称を字として用いたと見るべきだろう。

例えば、『天啓崇禎間刊本』(『近聖居四書翼經圖解』十九卷)内閣文庫等蔵で余応虬(字猶龍、号陽隱)が自引の末に「古閣後學余應虬猶龍」氏題于近聖居と署名し、巻一首第二行下段には「古閣 余應虬 猶龍父 纂輯」と記している(注5拙稿③参照)。なお、「氏」は姓の直下に附す用例の方が勿論遥かに多いので、字の標識として用いるのが最も一般的な用法だという訳ではない。

なお、杜信孚・杜同書『全明分省分県刻書考』(線装書局、二〇〇一)と瞿冕良『中国古籍版刻辞典(增訂版)』(蘇州大学出版社、二〇〇九)がともに『黄帝内經素問注證發微』九卷と『黄帝内經靈樞注證發微』九卷補遺一巻の二点のみを例に挙げて天寶堂を王元敬の堂号だとしているが、舒文河刊本だけを見て王元敬序と版心下部の「天寶堂」とによつて判断したための誤解だと思われる。天寶堂の名が見えるのは管見の限り舒文河刊本だけであり、梅寿古活字印本にも上海圖書館蔵本にも天寶堂の名は全く見えない。また、両工具書はともに『黄帝内經素問靈樞注證發微』九卷なるものを舒載陽刊本として著録しているが、そのような名称・巻数をした刊本の存在は確認出来ない。これはおそらく、杜氏前掲書が舒載陽と舒冲甫を同一人物だと看做した上で舒文河刊本(黄帝内經素問注證發微)と『黄帝内經靈樞注證發微』とを一つにまとめて著録しようとしたが、その際に巻数も合わせて十八巻とすべきだったのをうっかり九巻のままとしてしまい、瞿氏はその誤りを無批判に踏襲したのである。

8 但し、舒文河刊本『靈樞』は、「舉人」だった箇所を「春元」または「孝廉」に改めている。なお、『素問』では舒文河刊本も「舉人」をそのまま使っている。

9 なお、李氏は前述の解釈を示した後で「舒載陽還翻刻過馬時的『黄帝内经素問靈樞注証發微』と完全に同一人物扱いで言及しているのだが、『文河』という呼称には全く触れていない。舒文河刊本を自ら見てはおらず、注7前掲西工具書のいづれか辺りから孫引きしただけなのであろう。

10 右上の字は確実に「集」で、左半分も大きな傷が入っていて読み辛いものの、「堂」でまず間違いなさそうである。問題は「賢」と判読した右下の字で、左上の「臣」があるべき部分が印面の摩耗か欠損によって殆ど空白になっており、なおかつ「員」と看做した部分の最後の二画があるべき位置がちようど下匡郭の墨線に重なってはいはつきり確認出来ない。だが、右上に「又」が独立していることは確かなので、総合的に見て「賢」である可能性が非常に高いと判断した。なお、判読に当たっては宮澤正明先生のご協力を仰いだ。ここに記して深く感謝の意を申し上げる。

11 旧蔵者の堂号だという可能性も皆無とは言えないが、封面の右下や左下は印行者が発兌者の印が捺されることが多く、個人の蔵書印が捺されるのは珍しい位置である。それに、この本には内閣文庫以外の蔵書印が一切捺されていない。よって、これが旧蔵者の堂号である可能性はごく低かろう。

12 大尾に「弘治乙丑(十八年、一五〇五)仲春吉/且集賢書堂新

刊」の木記を持つという『魁本袖珍方大全』四卷(大阪府立中之島図書館、台湾国家図書館等蔵)が知られるが、筆者未見。封面上層に「集賢堂」と横書きし、同下層中央に下寄せで「金陵三山唐氏校梓」、巻一首第三行に書林、翼揚、唐應龍、校梓とある(万曆)刊本『新雕重校增釋麻衣相法』六卷(中国嘉徳国際拍賣有限公司二〇一三年秋季拍賣会出品番号二二二三五)や、『天啓歳序癸亥(三年、一六二二)孟冬之吉/低三格間建序生徐之録自言於木石居と結ぶ「自叙」を持ち、封面左欄に

13 下寄せで「金陵集賢堂唐錦池梓」、巻上首第八行に「書林金陵唐錫燿季鱗父 梓行」、巻下首第八行に「書林 集賢堂唐錫燿季鱗父 梓行」と記す『新鐫徐氏家藏羅經頂門針』二卷(中国国家図書館蔵)等がある。なお、このうち唐錦池は、文林閣という書坊名で万暦年間に金陵で数多くの刊本を刊行している人物でもある。

14 飾り枠の中を左右三欄に区切ったもので、中欄に記す「風教雲牋」の「雲」の字の左右に、各集それぞれ「正/集」「續/集」「別/集」の墨綴が捺してある。

15 万暦以降の明末には、このような形で底本の刊行者の名と覆刻または翻刻者の名とをいずれも記した重刊本の事例が、南京の書坊と福建の書坊の間で少なからず確認出来る。詳しくは注5拙稿④参照。

16 例えば、唐晟(字伯成、号玉予)・唐景(字叔永、号貞子。号)については注5拙稿①博論版参照。兄弟による万暦三十一年序刊本『耳談類増』五十四卷(注5拙稿①参照)や、余象聖(号

怡台・余象賢(号次台)兄弟による万曆二十一年建陽双峰堂刊本『新録翰林脩撰焦翁二狀元庭訓四書箋筆文梯』五卷(注5 拙稿③参照)等がある。

17

例えば、前述の周文燿(字汝映、号如皋)とその同母兄の周文煥(号玉印)、及び彼らの堂兄弟ないし異母兄弟と思しき周文憲(号成印)の三者による万曆三十年重刊本『新刊萬病回春』八卷や、やはり周文煥・周文燿兄弟による万曆四十四年序刊の金陵万卷楼存義堂刊本『新刊醫林狀元濟世全書』八卷、更には周文燿らの父の周庭槐(号前山)と、その同族同世代と推定される周曰校(字応賢、号对峰)及び周宗孔(号竹潭)の三者による万曆五年序刊の周氏万卷楼刊本『新刊古今醫鑑』八卷等がある(いずれも注5 拙稿②参照)。

18

拙稿「もう一つの『李卓吾先生批評西游記』——「傳奇四十種」所収『楊東來先生批評西游記』及び『一笠庵批評玉簪記』の書名改刻をめぐる——」(『日本中国学会報』第六十九集、二〇一七)参照。

※本稿は日本学術振興会科学研究費平成二十九～三十年度若手研究(B)(課題番号：一七K一三四三二)の助成を受けた研究成果

の一部である。